

バイオメトリクス研究専門委員会における学生貢献賞の選奨規程

バイオメトリクス研究専門委員会

平成 24 年 8 月 1 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 6 月 20 日 一部改正

バイオメトリクス研究専門委員会における「学生貢献賞」の選定は、本規程によって行う。

(1) 優秀な若手研究者を育成し、研究会が活性化することを目的に、積極的に研究発表を行った学生を表彰する。

(2) 本賞は、「学生貢献賞」と称する。

(3) 学生貢献賞を選定するため、バイオメトリクス研究専門委員会に学生貢献賞選奨委員会（以下、「選奨委員会」と言う。）を設置する。

(4) 選奨委員会は、委員長を 1 名、幹事 1 名、委員若干名をもって構成され、構成員はバイオメトリクス研究専門委員会幹事団から選出された者とし、選奨委員会は毎年開催する。

(5) 学生貢献賞の受賞候補者は、バイオメトリクス研究専門委員会が関係する研究会、大会、シンポジウムなどにおいて、企画・研究発表等の研究会活動に顕著な貢献があった者とする（但し、授賞回数に制限はない）。

(6) 受賞候補者の資格は、本会学生会員、かつ、バイオメトリクス研究専門委員会学生研究専門委員とする。

(7) 学生貢献賞は、賞状とする。

(8) 受賞候補者をバイオメトリクス研究専門委員会に報告し、承認を得る。

附則

本規程の改正は、バイオメトリクス研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は、バイオメトリクス研究専門委員会の Web で公開する。

本規程の改正は、2020 年 6 月 20 日から適用する。